

尾張旭市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成27年6月1日

尾張旭市監査委員 杉 浦 雅 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成25、26年度の社会福祉法人オールフェアリーに対する指定管理料に係る出納、その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

平成27年3月23日から平成27年4月27日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、適正に執行されていると認められた。

6 要望事項

指定管理者制度の効率的、効果的な運用に資するため、次のとおり要望する。

指定管理者は、今回対象とした保育園の管理運営において市のパートナーであって、民間事業者の視点を活かした提案や現場での意見を積極的に伝えていく立場にある。一方、市側においては、指定管理者から発せられた意見、提案等に対して検討、協議の機会を設け適切な助言をもってそれに応えていく立場にある。両者は対等な関係であって、それぞれが第一線である現場の経験を活かし連携の意識を欠かさないよう努められたい。

保育園については、指定管理期間を10年としているが、10年のスパンで行われるとその間にいろいろな現象が起きるので、中間年次で雇用形態等を整理しておく必要がある。

今の時代、女性が社会的活動をするのは当たり前となっている。それに呼応して、子育てを支援する保育の場の価値が高くなっていく一方、少子化の時代であるけれ

ども受け入れ側は「労働力不足」という一面がある。保育に従事する職員は、その人が持つところの感性、行動力、言葉の使い方などの素養が大切で、マンパワーで人間的魅力を持った個人の能力によるところが大きい。それが本人はもちろん、雇用している者にとっても財産であり、良好な保育の見識がある人を継続的に確保していくことが結果として良質な保育の提供につながるものとなるのである。

この先、社会はどんどん変わっていく。それとともに、保育へのニーズはますます高まり、かつ多様化し、制度面も含めて対応できる市の力を整備することが求められている。それがまさに今までの経験で培われた「現場力」ということになるので、日頃から留意して事務が行われることを望むものである。